

薬生衛発 0319 第 2 号  
令和 2 年 3 月 1 9 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
（ 公 印 省 略 ）

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関する  
証明書等の取扱いについて

株式会社日本政策金融公庫に係る標記につきましては、下記のとおり取り扱うことといたしますので、貴管下の生活衛生関係業者等への周知についてよろしくお願いいたします。

記

融資申込先の金融機関へ都道府県知事又は都道府県生活衛生営業指導センターが発行する「推せん書」及び生活衛生同業組合が発行する「振興事業に係る資金証明書」（以下「証明書等」という。）の提出に当たっては、申込者が申込時において証明書等を提出することが困難であり、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付又は衛生環境激変対策特別貸付を適用する場合に限り、貸付時までには証明書等を提出することを条件として融資申込ができることとする。

この場合において、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付又は衛生環境激変対策特別貸付に定める貸付条件（貸付利率、貸付期間、貸付限度額等）を適用できるものとする。

なお、都道府県知事、都道府県生活衛生営業指導センター又は生活衛生同業組合は、速やかに証明書等の発行を行うこと。